

商標「星空保護区」の使用条件（2021.11.1 版）

国際ダークスカイ協会東京支部（IDA 東京）

一般社団法人星空保護推進機構（DPA）

1. はじめに

「星空保護区」の文字（以下、「当商標」）は、国際ダークスカイ協会本部の了承の下、国際ダークスカイ協会東京支部代表者名で、日本国内での商標登録を完了し、その商標権は一般社団法人星空保護推進機構（以下、「DPA」）が保有しています（登録番号第 6051598 号、存続期間 2018 年 6 月 15 日—2028 年 6 月 15 日）。指定商品・役務は以下の通りです。

【第 39 類】

天体観察場所への鉄道による輸送，天体観察場所への車両による輸送，天体観察場所への船舶による輸送，天体観察場所への航空機による輸送，駐車場の提供，天体観察を伴う企画旅行の実施，天体観察場所での旅行者の案内，天体観察を伴う旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ，天体観察場所に関する旅行情報の提供

【第 41 類】

宇宙・天文に関する知識の教授，宇宙・天文に関するセミナーの企画・運営又は開催，宇宙・天文に関する書籍の制作，宇宙・天文に関する映画の上映・制作又は配給，宇宙・天文に関する放送番組の制作又は配給，宇宙・天文に関する教育・文化・娯楽用ビデオの制作（広告用のものを除く。），宇宙・天文に関する教育・文化・娯楽のための展示会の企画・運営又は開催

【第 43 類】

天体観察を伴う宿泊施設の提供，天体観察を伴うキャンプ場施設の提供，天体観察を伴う宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，天体観察を伴う宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎに関する情報の提供

上記指定商品・役務の範囲内で当商標を使用する際には、以下の項目を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。記載項目は最小限としておりますが、使用においては、双方の常識的な判断・信頼関係を前提とするものをご理解ください。不明な点は DPA まで何なりとお問い合わせください。これらを遵守いただける限り、当商標は無償でご使用いただけます。

なお、国際ダークスカイ協会が実施する星空保護区認定制度には複数のカテゴリー（ダークスカイ・パーク、ダークスカイ・コミュニティ等）がありますが、全てのカテゴリーの認定地を総称して、国内では「星空保護区」と表記しています。参考 URL：<https://hoshizorahogoku.org>

2. 必ずお守りいただくこと

2-1) 国際ダークスカイ協会が実施している「International Dark Sky Places Program」（和名：星空保

護区認定制度)において認定された地域(暫定認定を含む)、または申請を完了した地域に対して、当商標を使用できます。後者の場合、申請中である旨を明確に表示してください。

2-2) 商品・役務に関するウェブサイトやパンフレットなどの各媒体において、1ヶ所以上(できるだけ、最初に登場する箇所または最も目立つ箇所)で商標マークを付与してください。

例:「星空保護区®で満天の星を鑑賞するツアー...」

2-3) ツアー商品(フリープランを除く)・ガイド商品の場合、行程内に星空保護区区域内での星空観察を含む場合に、当商標を使用できます。

2-4) フリープランのツアー商品・宿泊のみの商品・キャンプ場の提供の場合、星空保護区区域内の星空観察スポットへのアクセスが容易である場合に、当商標を使用できます。

2-5) 駐車場の提供の場合、星空保護区区域内の星空観察スポットへ徒歩または送迎バス等でのアクセスが容易である場合に、当商標を使用できます。

2-6) 【第41類】に該当する場合は、企画の実施・発刊・上映等について一般への告知が行われる前に、DPAにご連絡ください。

2-7) 当商標および「国際ダークスカイ協会」について、国内でのブランド価値・イメージを損ねることの無いよう、各媒体での記述や表現方法、ツアー参加者・イベント参加者への解説等において、ご留意願います。

2-8) 商品・役務に関するウェブサイトやパンフレット等での記述において、事実と異なる内容や2-7)に反する内容等が発見された場合、DPAから修正の依頼を行う場合がありますので、すみやかにご対応をお願いいたします。

3. できるだけ実施していただきたいこと

3-1) 当商標使用の事実について、DPAにご連絡ください(できるだけ事前に)。

3-2) 商品・役務に関するウェブサイトやパンフレットなどの各媒体において、「星空保護区とは、国際ダークスカイ協会が実施している制度により認定された場所であること」を注釈等で表示してください。

例1: 星空保護区は、国際ダークスカイ協会により認定されています。

例2: 星空保護区…国際ダークスカイ協会により認定される、美しい星空を保護する優れた取り組みが実施されている地域。

例3: 国際ダークスカイ協会が実施している「星空保護区認定制度」は、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取り組みを称える制度です。20XX年X月現在、世界でXXX

ヶ所が認定されています。

例4：国際ダークスカイ協会が2001年に始めた「星空保護区認定制度」は、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取り組みを称える制度です。認定には、屋外照明に関する厳格な基準や、地域における光害に関する教育啓発活動などが求められます。20XX年X月現在、世界でXXXヶ所、国内では西表石垣国立公園、神津島、美星町の3ヶ所が認定されています。

※ 最新の認定数は、DPAにお問い合わせください。

4. 可能であればご協力いただきたいこと

4-1) 商品・役務に関するウェブサイトやパンフレットなどの各媒体において、下記サイト名・URLを掲載してください。

星空保護区認定制度ウェブサイト <https://hoshizorahogoku.org>

4-2) 商品・役務に関するパンフレット等を制作された場合、DPAに送付いただけると幸いです。

4-3) ツアー商品・ガイド商品の場合、ガイド中に参加者に対し、星空保護区・国際ダークスカイ協会・光害について簡単な説明を実施してください。以下はその一例です。

「星空保護区は、都会のような人工の光の影響のない、自然のままの暗く美しい星空を保護するための優れた取り組みが実施されている地域です。認定しているのは、アメリカのNPO、国際ダークスカイ協会、天文学者や環境学者らで構成され、人工の光によるさまざまな悪影響である、光害（ひかりがい）という問題の解決に取り組んでいる団体です。夜間に過剰な照明や不適切な照明を使うことで引き起こされる光害は、星を見えなくするだけでなく、夜行性生物や昆虫などの生態系を乱し、また睡眠障害など人体の健康にも悪影響を及ぼすと言われています。」

「星空保護区は、現在世界中でXXXヶ所、日本では西表石垣国立公園、神津島、美星町の3ヶ所が認定されています。XXXでは、星空に照明の光を漏らさないよう、自治体が設置する全ての屋外照明を、下方向のみに光が出るタイプに置き換える改修工事が行われました。」

当文書は、適宜改定する予定です。当文書の内容に関するご意見・ご要望は何なりとDPAまでご連絡ください。